本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案(修正後)の概要

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過する ことは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

定義 (第2条関係)

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいうこと。

基本理念 (第3条関係)

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならないこと。

国及び地方公共団体の責務(第4条関係)

- 1. 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有すること。
- 2. 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との 適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとすること。

基本的施策 (第5条~第7条関係)

- 1. 相談体制の整備(本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずる等の体制を整備)
- 2. 教育の充実等(本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施)
- 3. 啓発活動等(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について広報その他の啓発活動を実施)

不当な差別的言動に係る取組についての検討(附則第2項関係)

不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとすること。